

第8回八街市農業委員会臨時總會

平成23年7月22日

八街市農業委員会

平成23年第8回農業委員会総会

平成23年7月22日午後2時 八街市農業委員会総会を
八街市役所第1会議室に招集し、内容は次のとおりである。

1.出席者

- | | | |
|--------|----------|----------|
| 1.森 邦央 | 8.鈴木勝雄 | 15.井口政直 |
| 2.立崎義久 | 9.岩品要助 | 16.中川利夫 |
| 3.武藤 功 | 10.栗原十三男 | 17.加藤孝一 |
| 4.宮部 操 | 11.関口芳秀 | 18.石井とよ子 |
| 5.赤地達雄 | 12.小山優一 | 19.関端 旭 |
| 6.内藤富夫 | 13.飛田育男 | 20.菅野喜男 |
| 7.林 和弘 | 14.瀬山哲信 | 21.三須裕司 |
| | | 22.川野 繁 |

2.欠席者

なし

3.事務局

事務局長	藤崎康雄	主査補	山内裕義
副主幹	梅澤孝行	主査補	山浦美江子

4.

- 日程第1 会長及び職務代理者の互選について
- 日程第2 議席の決定について
- 日程第3 議事録署名委員の選任について
- 日程第4 千葉県農業会議委員の選任について
- 日程第5 その他
 - (1) 八街市農業委員会協議会について
 - (2) 八街市農業委員会互助会について
 - (3) 八街市農業委員会総会(模擬議案)について
 - (4) その他

藤崎事務局長

開会を宣す。(午後2時00分)

北村市長

こんにちは。ただいま紹介をいただきました市長をしております北村でございます。

本日は、任期満了に伴う農業委員の改選におきまして、皆様方におかれましては、当選されましたことを、まずは心からお祝いを申し上げる次第でございます。

農業委員の皆様におかれましては、日頃は優良農地の確保、あるいは農地法に基づく適正な執行等々、八街市農業のために多大なるご尽力をいただいておりますことにつきましても、改めまして御礼を申し上げる次第でございます。

今、農業につきましては、ご案内のように、耕作放棄地等が大変増えた中、国の政策の中でもTPP問題については、先送りというようなことが続いております。そうした中で、3・11の福島原発で、八街市の野菜についても大変風評被害に陥ったところでございます。八街の野菜につきましては、ご案内のように、大玉スイカ、トウモロコシ、あるいは馬鈴薯、ここへ来て葉しょうが等々、しっかりと検査をいたしまして、市内外に八街市の野菜は安全であるということをしてPRしているところでございます。

1検体2万5千円かかります。2分の1をJAいんば、2分の1を八街市で持っております。こうした努力をすることによりまして、八街市の野菜は安全であるということをしておりますので、ご理解をいただければ大変ありがたいと思っております。

皆様方におかれましては、この3年間の任期の中で、八街市の農業、農地を守るために、ご尽力いただければ、大変ありがたいと思っております。そのことを申し上げまして、ごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

藤崎事務局長

どうもありがとうございました。

続きまして、事務局職員の紹介をいたします。

これから、皆様とともに農業委員会の仕事をいたします事務局の職員を紹介いたします。

まず、梅澤副主幹になります。

次に、山浦主査補でございます。

次に、山内主査補でございます。

次に、森主査補でございます。

次に、麻生主任主事でございます。

最後になりますが、私は事務局長の藤崎でございます。

以上6名で、事務局を担当しておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、本日初めての総会でございますので、新しい農業委員さんもおります。農業委員さんの自己紹介を行いたいと思います。

第21期の初めての会議でございますので、委員各自で自己紹介をお願いしたいと思います。

川野委員から順によりしくお願いしたいと思います。

川野委員

第1選挙区から当選しました川野と申します。よろしくお願いいたします。

小山委員

皆さんよろしくお願いいたします。同じく第1選挙区、朝日区から小山優一と申します。何もわかりませんが、皆様のご指導を受けながらやっていきたいと思ひます。

宮部委員

第1選挙区から選ばれました四区の宮部です。私も初めてのことなので、ほとんどわからない状態ですので、よろしくお願いいたします。

岩品委員

同じく第1選挙区から立候補して農業委員になりました。皆様にご指導を受けながらやっていきたいと思ひます。よろしくお願いいたします。

内藤委員

第2選挙区から来ました内藤です。よろしくお願いいたします。

瀬山委員

同じく第2選挙区の西林、瀬山です。新人ですので、よろしくお願いいたします。

栗原委員

第2選挙区から選出されました。夕日丘選出の栗原です。よろしくお願いいたします。新人ですので、これから、勉強をやりながら、皆さんに教えていただきながら、役目を果たしていきたいと思ひます。よろしくお願いいたします。

中川委員

第3選挙区の中川です。よろしくお願いいたします。

鈴木委員

第3選挙区の住野から立候補しました鈴木です。よろしくお願いいたします。

三須委員

同じく第3選挙区の三須です。よろしくお願いいたします。

関端委員

第4選挙区、四木の関端です。よろしくお願いいたします。

関口委員

同じく第4選挙区の関口です。よろしくお願いいたします。

林委員

同じく第4選挙区の沖区から選出されました林です。よろしくお願いいたします。

森委員

第4選挙区、山田台から選出されました森です。よろしくお願いいたします。

赤地委員

第5選挙区から来ました赤地です。新人ですので、よろしくお願いいたします。

飛田委員

第5選挙区より来ました飛田です。新人ですので、よろしくご指導をお願いいたします。

井口委員

同じく第5選挙区、東吉田の井口です。初日より遅れて大変すみませんでした。以上でよろしくをお願いいたします。

菅野委員

第5選挙区より選出されました菅野でございます。砂より出ております。よろしくをお願いいたします。

石井委員

議会推薦で選出されました上砂の石井とよ子と申します。女性1人なんですけれども、ちょっと心配で、ドキドキしていますけれども、これから勉強してやっていきたいと思いますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

加藤委員

いんば農協推薦の加藤です。よろしくお祈りいたします。

立崎委員

共済組合推薦の立崎です。よろしくお祈りいたします。

武藤委員

西夕土地改良区の副理事長をしています武藤です。ちなみに理事長は北村市長になっておりますのでやらせていただきました。武藤です。よろしくお祈りいたします。

藤崎事務局長

どうもありがとうございました。

続きまして、議長の選出についてでございますが、議長の選出について、どのように選出したらよろしいか、皆様にお諮りしたいと思います。

(「事務局一任」の声あり)

藤崎事務局長

ただいま事務局一任という声がありましたので、前例に従いまして、北村市長に議長をお願いし、議事を進めていただきたいと思います。よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

藤崎事務局長

異議なしと認め、北村市長をお願いいたします。

市長、この後、議長をよろしくをお願いいたします。

北村市長

ただいま議長に指名いただきました。会長を決定するまで、暫時、議長を務めさせていただきますので、よろしくご協力のほど、お願い申し上げます。

座らせていただきます。

それでは、日程第1、会長及び職務代理者の互選についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

梅澤副主幹

それでは、お手元に配付してあります第8回八街市農業委員会臨時総会議案をごらんいただきたいと思います。冊子になっておりますのでございます。

この議案の2ページになります。

それでは、日程第1、会長及び職務代理者の互選につきまして、ご説明させていただきます。

会長及び職務代理者につきましては、農業委員会等に関する法律第5条の規定によりまして、農業委員会に会長を置くこととなり、委員が互選したものをあてることになっております。

また、第5条第5項の規定により、会長の欠けたとき、または事故があったときは、委員が互選した者が職務を代理することになっておりますので、会長及び職務代理者の互選をお願いいたします。

以上です。よろしくお願いいたします。

北村市長

説明が終わりましたので、どのように選出したらよろしいか、お諮りいたします。

三須委員

会長及び会長職務代理者の選考方法につきましては、従前に従いまして、選考委員を設けてはいかがかと思えます。各選挙区から代表1名ずつ、選任委員代表1名の選考委員を決めまして、その中の6名の方により会長及び職務代理者を選出されたらと思えます。

北村市長

ただいま三須委員より各選挙区より1名と選任の委員より代表1名を出していただき、その選考委員により選出してはいかがかというご意見がございましたが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

北村市長

それでは、各選挙区より1名、そして選任委員の中から1名の方を選考委員として決めていただきたいと思います。

決まりましたら、事務局までご報告をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後2時13分

再開 午後2時15分

北村市長

再開いたします。

ただいま各選挙区及び選任の委員の代表が決まりましたので、選考委員の方々のお名前を発表いたします。

第1選挙区、宮部操委員。第2選挙区、栗原十三男委員。第3選挙区、中川利夫委員。第4選挙区、林和弘委員。第5選挙区、飛田育男委員。選任委員、加藤孝一委員。

以上の方々を選考委員に指名いたします。

それでは、6名の選考委員の方々は、別室の第2会議室において会長及び職務代理者の選考をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後2時16分

再開 午後2時35分

北村市長

再開いたします。

選考委員会の代表者から結果報告をお願いいたします。

選考委員長。

加藤委員

ただいま別室におきまして、私が選考委員長を拝命いたしまして、委員の皆さんに慎重審議していただいた結果を発表いたします。

会長として、川野委員。会長職務代理者として三須委員。このお二方で決定をいたしましたので、報告させていただきます。

以上です。

北村市長

ただいま選考委員長の加藤委員より報告がありましたとおり、会長に川野委員、職務代理者に三須委員が決定されたという報告がございましたが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

北村市長

ご異議なしと認め、会長に川野委員、職務代理者に三須委員が決定いたしました。

ここで、ごあいさつをいただきたいと思います。

初めに、川野会長よりお願いいたします。

川野会長

今回ご推薦をいただきました川野でございます。これから3年間、皆様方のご支援をいただきながら、一生懸命、会長職を務めてまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

北村市長

ありがとうございました。

続きまして、職務代理者の三須副会長、お願いします。

三須副会長

推薦を受けまして、会長をサポートして頑張っていきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

北村市長

ありがとうございました。

会長及び副会長が決まりましたので、私に与えられました議長職は、全部終了いたしましたので、議長の職をおろさせていただきます。ご協力ありがとうございました。

藤崎事務局長

ありがとうございました。

この後、市長におかれましては、所用がありますので、退席させていただきます。

席の移動を行うために、暫時休憩いたします。

休憩 午後2時37分

再開 午後2時40分

藤崎事務局長

総会規則第4条の規定によりまして、会長が議長となることになっておりますので、川野会長、議長席の方へよろしく願いいたします。

川野会長

それでは、早速、日程第2、議席の決定についてを議題といたします。

事務局、説明願います。梅澤副主幹、お願いいたします。

梅澤副主幹

それでは、日程第2、議席の決定について説明させていただきます。

資料の2ページになります。

八街市農業委員会総会規則第7条の規定によりまして、議席はあらかじめ、くじで定めることとなっております。この規定によりまして、ただいまから、くじによる議席の決定をさせていただきます。

川野会長

ただいま説明のありましたとおり、議席の決定を行います。

それでは、議席の番号が決定いたしました。事務局より発表させていただきます。

それでは、それぞれの議席番号に名札と資料を持って移動願います。

それでは、発表してください。

梅澤副主幹

それでは、議席につきまして発表させていただきます。

まず、議席番号1番は、現在の川野委員の席になります。順次、2番、3番となりまして、20番の方につきましては、加藤委員の席になります。

まず、議席1番ですが、1番、森邦央委員。議席番号2番、立崎義久委員。議席番号3番、武藤功委員。議席番号4番、宮部操委員。議席番号5番、赤地達雄委員。議席番号6番、内藤富夫委員。議席番号7番、林和弘委員。議席番号8番、鈴木勝雄委員。議席番号9番、岩品要助委員。議席番号10番、栗原十三男委員。議席番号11番、関口芳秀委員。議席番号12番、小山優一委員。議席番号13番、飛田育男委員。議席番号14番、瀬山哲信委員。議席番号15番、井口政直委員。議席番号16番、中川利夫委員。議席番号17番、加藤孝一委員。議席番号18番、石井とよ子委員。議席番号19番、関端旭委員。議席番号20番、菅野喜男委員。議席番号21番が三須裕司副会長。議席番号22番が川野繁会長席となります。

それでは、資料をお持ちの上、ただいま発表いたしました席へ移動の方をお願いします。

川野会長

それでは、暫時休憩をいたします。移動願います。

休憩 午後2時55分

再開 午後3時05分

川野会長

それでは、会議を再開いたします。

次に、日程第3、議事録署名委員の選任についてを議題といたします。

議事録署名委員の選任については、議長よりご指名することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

川野会長

ご異議なしと認め、ご指名いたします。

議事録署名委員については、議席番号1番の森委員と2番の立崎委員のお二人をお願いいたします。

続きまして、日程第4、千葉県農業会議委員の選任についてを議題といたします。

事務局、説明願います。梅澤副主幹、お願いいたします。

梅澤副主幹

日程第4、千葉県農業会議会議員の選出について説明させていただきます。

千葉県農業会議会議員の選出につきましては、農業委員会等に関する法律第41条の規定により、千葉県農業会議の地区内の市町村におかれる農業委員会の会長となります。ただし、当該会長が農業委員会の意見を聞いて、農業委員会の委員のうちから会議員となるべき者を1名指名したいときは、その者が会議員となります。通常でございますが、各市町村の農業委員会会長が千葉県農業会議会議員となるということでございます。よろしく申し上げます。

川野会長

ただいま説明がありましたとおり、各市町村の会長があたるということでございますので、会長をあてることでよろしいかをお伺いいたします。

(「異議なし」の声あり)

川野会長

異議なしということでございますので、会長をあてることに決定させていただきます。

それでは、日程第5、その他を議題といたします。

まず、その他の1、八街市農業委員会協議会について事務局、説明願います。梅澤副主幹、お願いいたします。

梅澤副主幹

それでは、日程第5、その他の(1)の八街市農業委員会協議会について説明させていただきます。

農業委員会の業務は、農地法、農業委員会等に関する法律など、諸法令をもとに運営されており、また、毎月20日前後に行われております農業委員会総会におきましても、資料の4ペ

ージ、5ページに掲載してございます八街市農業委員会総会規則に基づきまして運営しておりますが、これらの諸法令や規則を補完し、農業委員会運営がより円滑に行われますように規約を定めております。

資料の6ページ、八街市農業委員会協議会規約をごらんください。

第1章は総則で、第1条から第4条で協議会の名称、目的、事業。第4条は協議会委員の構成について規定しております。

次の第2章は、機関についての規定で、第5条で総会、専門部会、運営委員会を置くこととしております。第2章の第1節第6条から次の7ページの第8条では、総会についての規定。第2節第9条から第11条は、専門部会の設置、任期は1年6カ月、総会の運営を円滑に行うための調査・報告をするために、農地部、農政部の2つの部の専門部会を置くこと。また、それぞれ部門ごとに部長を互選することとなっております。

なお、農地部、農政部、それぞれが調査する事項が分かれておりますが、5、6年前より農地部、農政部の調査の区別をなくし、両部会順番に農地・農政両部会の開催を担当することで、委員活動内容の均等化を図っており、また、任期1年6カ月の規定については、現在は適応しておりません。

次の第3節第12条から次ページの8ページの第15条につきましては、運営委員会議についての事項、次の第3章では、役員についての事項が第16条に規定されております。

以上です。

川野会長

八街市農業委員会協議会規約の説明が終わりましたので、早速、専門部会の委員及び役員の選任に移りたいと思います。どのように選出したらよろしいか、お諮りいたします。

鈴木部長

専門部会の選出方法について、もし事務局に腹案があれば、お伺いしたいと思うんですけども。

川野会長

事務局からの腹案があればということでございますので、事務局、腹案がありましたら説明をお願いいたします。

梅澤副主幹、お願いいたします。

梅澤副主幹

それでは、発表いたします。

まず、農地部でございます。小山優一委員、栗原十三男委員、鈴木勝雄委員、中川利夫委員、関口芳秀委員、森邦央委員、菅野喜男委員、赤地達雄委員、加藤孝一委員、武藤功委員。

続きまして、農政部、宮部操委員、岩品要助委員、瀬山哲信委員、内藤富夫委員、関端旭委員、林和弘委員、井口政直委員、飛田育男委員、立崎義久委員、石井とよ子委員。以上です。

なお、各選挙区から概ね同数の方を選出しております。

川野会長

ただいま事務局より説明がありました腹案につきまして、意見がありましたらお願いいたします。

ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

川野会長

意見がなければ、腹案どおり決定してよろしいか、お諮りをいたします。

賛成の方の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

川野会長

全員が賛成でございますので、腹案どおり決定いたします。

次に、役員及び班の編成を決定いただきしたいと思います。

農地部会の方々は、この会議室において、農政部会の方々は別室の第2会議室において、役員及び班の編成をお願いいたします。

それでは、暫時休憩いたします。

休憩 午後3時15分

再開 午後3時25分

川野会長

それでは、会議を再開いたします。

農地部会の代表の方から役員、班の編成について発表をお願いいたします。

鈴木部長、お願いいたします。

鈴木部長

農地部長になりました鈴木です。よろしくをお願いいたします。

班編成をお知らせします。副部長に中川委員、関口委員。

班編成で1班が中川委員、小山委員、森委員、赤地委員、武藤委員。

2班が関口委員、栗原委員、菅野委員、加藤委員、以上のような班編成で行ってまいりますので、よろしく願いします。

川野会長

続いて、農政部会の代表の方から発表をお願いします。

関端部長、お願いいたします。

関端部長

それでは、農政部会の方を発表いたします。

部長が、私、関端です。副部長、林委員、同じく立崎委員。

1班ですが、林委員、宮部委員、井口委員、瀬山委員、石井委員。

2班、立崎委員、岩品委員、内藤委員、飛田委員。

以上です。

川野会長

ただいま農地部会、農政部会の代表の方々から発表のありました役員及び班の編成表については、後日、配付をさせていただきます。

続きまして、その他の2、八街市農業委員会互助会についてを議題といたします。

事務局、説明願います。梅澤副主幹、お願いいたします。

梅澤副主幹

それでは、総会資料の10ページをごらんいただきたいと思います。

八街市農業委員会互助会会則でございます。この委員互助会につきましては、委員の皆様の冠婚葬祭についての事項を定めたもので、会費につきましては、年間1人2千円、会計年度につきましては、毎年7月20日から翌年の7月19日までです。

以上です。

川野会長

互助会の会則については、ただいまの説明のとおりであります。年間2千円の互助会費につきましては、報酬の中から差し引かせていただきます。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

川野会長

ご異議なしと認め、報酬の中から引かせていただきます。

互助会費は、8月の報酬から2千円差し引かせていただきます。

次に、その他、3、八街市農業委員会総会模擬議案であります、これに入る前に暫時休憩いたします。

3時40分まで休憩をいたします。

休憩 午後3時30分

再開 午後3時40分

川野会長

それでは、会議を再開します。

休憩前に引き続き、その他の3、八街市農業委員会総会模擬議案についてを議題といたします。

これは、毎月開催されます定例総会での議案の審議について、今回のような形で行われますという模擬議案でございます。

始める前に、資料の見方や内容につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

山内主査補、お願いいたします。

山内主査補

それでは、お手元の資料、第8回八街市農業委員会臨時総会模擬議案についてご説明いたします。

その前に、皆さんには、これから毎月、申請書の審査をしていただくわけですが、その根拠法令となる農地法の目的と3条、4条、5条申請についてご説明させていただきます。

お手元にお配りした模擬議案説明書 1、こちらの資料になりますけれども、そちらの A 4 判の資料をごらんください。

まず、1 番目の農地法の目的についてですが、農地法第 1 条におきまして、ごらんの条文により規定されております。この第 1 条の内容ですが、農地法は何を目的に、どのようなことを規定しているのかについて、わかりやすくまとめた資料がございましたので、条文の下に解釈文として載せておりますので、読み上げてみたいと思います。

農地は、例えば工場の敷地などとは異なり、それ自身が生産力を持つものであり、農業における重要な生産基盤であるとともに、国民の資源であり、かつ地域の重要な資源でもあります。特に我が国のように国土が狭く、かつその 3 分の 2 は森林が占めるという自然条件の中で、食料の安定的な供給を図るためには、優良な農地を確保するとともに、それを最大限効率的に利用する必要があります。このような観点から農地法は、耕作者の地位の安定と国産生産の増大を図る目的として、次のような仕組みを定めています。

1 点目、耕作目的の農地の権利移動の制限。

2 点目、農地転用の統制。

3 点目、賃貸契約の解除等の制限。

4 点目、遊休農地に対する措置。

以上のほか、農業生産法人の要件を欠いた場合の取り扱い、和解仲介、実際の貸賃の情報提供などを規定しています。

以上の内容が農地法の目的についての説明になりますので、今後のご参考としていただければと思います。

続きまして、これから皆さんに最も関係してくる農地法の第 3 条、4 条、5 条申請についてご説明いたします。

資料は 2 枚目をごらんください。

まず、資料 2 番目の農地法第 3 条申請についてです。3 条申請とは、農地の所有権を移転したり、または地上権や永小作権、使用貸借や賃貸借などの使用収益を目的とする権利を設定し、もしくは移転をする場合の申請をいいます。

なお、農地を取得できるものは、農業経営者として認められている者や農業生産法人に限られます。

また、農業生産法人外の法人であっても、所有権移転を伴わず、農地を借りて耕作目的で利用する場合に限り、賃貸借などの権利設定を行うことができます。要するに、3 条申請は耕作目的で取得する農地の権利移動や権利移転のための申請であって、転用申請ではありません。

次に、資料 3 番目の農地法第 4 条申請についてです。4 条申請とは、農地の所有者や耕作者が自ら農地を農地以外のものに利用する場合の申請をいいます。例えば土地所有者がアパート経営や駐車場経営を始めようとして、自己の所有農地を宅地や雑種地に転用するような場合で、この場合は農地所有者の単独申請となります。

続きまして、資料 4 番目の農地法第 5 条申請についてです。5 条申請とは、権利移転や権利

設定を伴って、農地を農地以外のものに利用する場合の申請をいいます。例を挙げますと事業主、これは権利者となりますが、その方が専用住宅などを建築する目的で売買などによる権利移転や賃貸借などの権利設定を伴って、農地を農地以外のものに転用する場合などで、この場合は事業主と土地所有者の連署による申請となります。

以上が簡単ですが、3条、4条、5条申請についての説明となります。

引き続きまして、模擬議案の見方、内容等の説明に移りたいと思います。

お手元に配付いたしました議案書1ページをお開きください。

議案書1ページは、議事目次でありまして、総会の議事日程について記載をされております。

次に、2ページですが、3条、4条、5条の申請件数の総括表となります。左端の区分欄に記載されている使用貸借と賃貸借の違いですが、賃貸借は賃貸料が発生する貸し借りのことであり、使用貸借は賃料が発生しない、無償貸し借りのことを言います。そして、総括表、左側の今月分の欄に記載されている数字が、その月の申請件数と面積であり、右側の累計欄に記載されている数字が、その年の1月からの累計申請件数と、その面積になります。

続きまして、3ページの議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、市許可分についてご説明いたします。

まず、表の見方ですが、これから順を追って説明させていただきます4条申請と計画変更承認申請、それと5条申請についても、概ね同じ内容の表となっております。

それでは、左端の番号からご説明いたします。

番号は申請案件の番号、区分は権利内容です。2番案件のように所有権移転を伴う場合は、その原因となる売買とか、贈与などが記載されます。所在と地目の欄には、申請地とその土地の地目が記載されております。地目に関して、農地法では現況主義を取り入れておりますので、例えば土地の登記簿謄本の地目が山林や宅地であっても、現況が農地であれば、農地法による手続が必要となります。

したがって、まれに地目欄には、公簿地目山林現況畑と記載されることがあります。

次に、権利者と義務者についてです。3条申請における権利者とは、新規に農地を取得し、または貸し借りにより耕作をしようとする者、義務者とは、その農地の所有者を言います。そして、事由については、本件の申請理由となります。

続きまして、4ページをお開きください。

議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請について、知事許可分についてご説明いたします。

ただいまご説明いたしました議案第1号が市の許可で、議案第2号が同じ3条申請でありながら知事許可分として分けられております。これについては、権利者が八街市に居住している場合は市許可分、権利者が八街市外に居住している場合は知事許可分となり、知事許可分の案件につきましては、総会終了後に申請書を県知事あてに送付することになることから、議案を分けて審議しております。

このようなことから、議案第2号の案件は権利者が佐倉市居住者ですので、知事案件として

審議することになります。

続きまして、5ページの議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請についてです。4条申請については、土地所有者自らの転用事業となりますので、本人の単独申請となり、権利の区分欄がありません。

そのほかの記載項目の内容については、特に変わるところはありません。

4条については以上です。

次に、6ページの議案第4号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請についてです。

まず、計画変更の申請が必要となる場合ですが、二通りございます。1つ目が許可後において許可条件となっている当初の転用目的や事業計画の一部に変更が生じた場合です。

2つ目が当初計画の転用事由が何らかの理由により断念せざるを得なくなり、許可済み地の所有権を新規事業者に移転するような場合です。

番号1の案件は、ただいま申し上げた1つ目の場合で、当初計画者の八街建設株式会社が、当初の建売分譲9棟用地から建売分譲住宅7棟用地へと棟数の変更を行う場合であり、この場合は当初計画者の単独申請となります。

番号2の案件については、2つ目の場合で、当初計画者の千葉二郎さんが、共同住宅の建築計画を断念し、許可済み地を新しい事業者、ここでは事業承継者となりますが、その事業者である八街建設株式会社との間で、売買による所有権移転を行い、許可済み地を新規事業の建売分譲住宅2棟用地として土地利用する場合の申請となります。この場合は、当初計画者と承継者、両名連署による申請となります。

承継者の目的欄の下段に記載されている議案第5号1番に関連につきましては、次の7ページ、議案第5号の中でご説明いたします。

それでは、引き続きまして、議案書7ページの議案第5号、農地法第5条の規定による許可申請についてご説明いたします。

表の見方は、これまでとほとんど変わりありません。

番号1の案件ですが、転用事由欄の下にやはり同じく、議案第4号2番に関連と記載されております。案件の内容は、先ほどの計画変更申請番号2と同じです。番号1の案件のように許可済み地に対する承継事業の場合は、計画変更承認申請と所有権の権利移動を伴う5条申請をセットで同時申請を行うこととなります。

番号2の案件については、専用住宅の建築を目的とする一般的な申請です。区分欄には売買による権利移転や賃貸借、または親子間であれば使用貸借などの権利設定の内容が記載されます。

なお、5条申請についても、権利者、義務者両名連署による申請となります。

以上が、模擬議案の内容説明となります。

続きまして、議案書8ページから9ページにかけての現地調査票記載例についてご説明いたします。

8ページの調査票が3条申請のもので、9ページの調査票が4条、5条申請のもので、いずれも皆さんの担当区域におきまして、申請があった場合、この現地調査票の記載項目に基づいて調査をしていただき、その結果を地元委員の意見として総会において発表していただくこととなります。

作成していただいた調査票は、審議の関係資料として各申請書に添付いたしますので、総会終了後、事務局の方へ提出をお願いいたします。

また、これは模擬議案の中にはございませんが、個人情報の保護についてお願いがあります。個人情報の保護につきましては、本市においては八街市個人情報条例を制定し、保護に努めておりますが、条例の第2条第2項では、個人情報保護に関わる実施機関がうたわれており、その実施機関として、市長をはじめとする8機関の中に農業委員会も含まれております。このことは当然にして皆さんにおかれましても、個人情報の適正な取り扱いと保護の徹底に努めていただく必要がございます。現地調査や、これから毎月皆さんにお配りする申請書や総会資料などにより、職務上知り得た個人情報をいたずらに他人に知らせることのないよう、その取り扱いについては、十分留意されますようお願い申し上げます。

また、個人情報に関連いたしまして、総会の席上で事務局が行う議案説明では、案件となる申請書の所在地番や権利者、義務者の氏名等については、説明を省略させていただいております。

例えば、議案書、前後いたしますが、7ページをごらんください。議案第5号の1番に対する説明内容を例にとりますと、番号1、区分売買、所在東吉田字小山向、地目畑、面積800平方メートル。転用目的、建売分譲住宅2棟用地、転用事由、建売分譲住宅2棟建築、販売というように、申請地の所在地番と権利者、義務者の住所、地番、氏名などについては説明いたしません。このことは、仮に総会に傍聴人が入った場合、その傍聴人に対して申請者に対する個人情報の漏えいなどを防止するためのものがございますので、ご了承をお願いいたします。

以上が模擬議案の内容説明となります。ただいまの説明の中でご質問等があれば、お願いいたします。

川野会長

ただいまの説明について、何か質問がございましたら、お願いをいたします。

(なし)

川野会長

質問がないようですので、引き続き、模擬議案審議に必要な農地法第3条、第4条、第5条の千葉県事務指針について、事務局、説明をお願いいたします。

山内主査補、お願いいたします。

山内主査補

それでは、引き続き、農地法第3条及び4条、5条関係の事務指針についてご説明いたします。

今回、新たに委員になられました委員さんには、お手元に3条と4条、5条関係の事務指針

をお配りしてございます。

前期より引き続き委員になられました委員さんには、農地法が改正された昨年6月に既に配付してございますので、今回はお手元にお配りしておりませんので、ご了承願います。

この事務指針についてですが、簡潔に申しますと、農地法に基づく農地・農政の事務処理を行う上での手引書とっていただければよろしいかと思えます。例えば申請者から農地の取得や新規就農、または農地転用の申請方法などについて相談を受けた際の回答内容を確認する場合とか、申請書の許可基準について確認を行う場合などにござんになっていただければと思えます。時間の都合上、この場で指針の中身すべてについて説明することはできませんので、ここでは、申請書を審議する上で最も重要な許可基準に関する事項が記載されている箇所についてご説明いたします。

まずは、3条関係の許可基準ですが、3条の事務指針の10ページから19ページまでの第1、許可制と許可の性質と、26ページから37ページまでの許可基準の項目の中に記載されています。

新しく委員になられました委員さんのお手元には、農地法第3条の規定による許可申請についてと題された、A4判の資料をお配りしております。こちらの資料が3条申請について簡単にまとめたものなので、ござんになっていただければと思えます。

続きまして、4条、5条関係の事務指針に移りますが、許可基準につきましては、指針の25ページから49ページまでの農地転用許可基準の項目の中に記載されております。ここで、25ページから35ページにかけての立地条件の内容についてご説明させていただきたい箇所がございます。

農地法では、農地を第1種、第2種、第3種及び甲種農地という形で分類し、農地転用許可に関わる立地条件について審査をしております。この基準内容をまとめたものが、お手元にお配りした農地転用許可基準、立地基準に関する農地区分と題されたA3判の資料でございます。この資料は、事務指針に記載されている内容をまとめたものですが、要は第2種農地と第3種農地は転用を許可することができますが、第1種農地については、優良農地という観点から原則的には転用を許可することができません。

また、第2種農地であっても申請農地が10ヘクタール、10町歩となりますけれども、その10ヘクタール以上の広がりがある農地の中にある場合は、集団的に存在している農地、いわゆる良好な営農条件を備えている農地として、第1種農地の扱いになり、転用を許可することができません。ただし、絶対的に転用できないということではなく、例外的に許可となる場合があります。例えば農業用施設や集落を相手とする商店、農機具販売所、あるいは医院などのように、その集落と切っても切れない関係にあるものとか、住宅については、そこに居住しようとする者が、その集落の出身者、または集落内に自分自身、または家族が所有する農地がある場合などが挙げられます。地元で転用などの相談を受けた際には、転用地周辺の農地の広がりについて注意して見ていただければと思えます。

そのほかの記載内容については、お時間があるときに目を通していただければと思えます。

これから、毎月、皆さんに判断していただく審査案件の可否については、この事務指針に基づいて判断していただくことになるので、よろしく願いいたします。

以上が事務指針に関する説明となります。ご質問がありましたらお願いいたします。

川野会長

ただいまの説明について、何か質問がございましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

川野会長

なければ、引き続き、模擬議案を始めさせていただきます。

日程に従いまして、会務報告をお願いいたします。

藤崎事務局長、お願いいたします。

藤崎事務局長

それでは、模擬議案書の1ページを見ていただきますと、議事日程の1というところに会務報告という欄がございます。本日は、模擬総会でございますので、会務報告はいたしません、内容につきましてご説明いたします。

総会が毎月20前後に開催されます。その総会が終わってから翌月の総会までに行いました委員さんの現地調査、あるいは面接調査、委員が出席いただいた会議等の報告をさせていただくのが会務報告でございます。よろしく願いしたいと思います。

川野会長

続きまして、議事録署名委員の選任についてでございますが、議事録署名委員については、毎月2名ずつ、議席番号1番から順次選出するようになっておりますので、よろしく願いいたします。

次に、議決事項に入ります。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請、市許可分についてを議題といたします。

事務局、説明願います。梅澤副主幹、お願いいたします。

梅澤副主幹

それでは、模擬議案書の3ページをごらんいただきたいと思います。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請、市許可分についてご説明いたします。

番号1、区分使用貸借、所在八街字立合松北、地目畑、面積5筆合計で9千870平方メートル。権利者事由は、経営を譲り受け、農業に専念する。義務者事由は、農業者年金請求のため。

続きまして、番号2、区分売買、所在八街字前原、地目畑、面積2千912平方メートル。権利者事由は、申請地を取得し、経営規模の拡大を図りたい。義務者事由は、高齢で後継者もなく、耕作することができないため譲渡したい。

以上です。よろしく願いします。

川野会長

本来の総会では、議案の説明が終わりますと、初めに地元委員の挙手により、順次案件に対

する調査報告と意見を発表していただいております。その後、一般質疑を行います。本日は模擬議案のため、地元委員の調査報告は林委員により番号2についてののみをお願いいたします。

林委員、お願いいたします。

林委員

それでは、議案第1号、番号2番について調査報告を申し上げます。

まず、申請地の状況ですが、申請地はJR榎戸駅から南へ約1キロメートルに位置し、権利者の所有地と隣接しております。周囲にあるお茶の木が境界になっており、隣接農地所有者も同意しているとのことでもあります。

現在、耕作は行われてはいないものの、管理は行われており、耕作を行う上では、何ら問題がないものと思われまます。

次に、農地法第3条第2項の許可基準に適合するか否かについてご報告いたします。

権利者の所有している主な農機具はトラクター2台、トラック1台です。労働力は権利者及び世帯員が3人です。年間農作業従事日数は、権利者が300日、世帯員300日です。

また、技術力もあり、面積要件についても下限面積の50アールをクリアしております。

現在所有する農地はすべて耕作されており、過去3年間において農業経営規模を縮小させる行為を行った事実はありません。

また、周辺地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保についても支障ありません。申請地までの通作距離は5キロメートル、車で約10分です。

以上の内容から、権利者及び世帯員等が権利取得後において、耕作に必要な農作業に常時従事し、申請地を含めたすべての農地について効率的に利用すると認められますので、本案件は農地法第3条第2項の許可基準をすべて満たしているということで、許可相当と判断いたしました。

以上で、調査報告を終わります。

川野会長

地元委員の調査報告が終わりましたので、続きまして、一般質疑をお願いいたします。
ご質問ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

川野会長

質疑なしということでございますので、質疑を打ち切り、お諮りいたします。

議案第1号2番については、許可相当で決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

川野会長

挙手全員でありますので、よって議案第1号2番については、原案のとおり決定いたします。
議案第2号から第4号までは、省略をさせていただきます。

続きまして、議案第5号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局、説明願います。山内主査補、お願いいたします。

山内主査補

それでは、議案第5号、農地法第5条の規定による許可申請についてご説明いたします。

番号1、区分売買、所在東吉田字小山向、地目畑、面積800平方メートル。転用目的、建売分譲住宅2棟用地。転用事由、建売分譲住宅2棟建築、販売。

番号2、区分売買、所在榎戸字端田台、地目畑、面積330平方メートル。転用目的、専用住宅用地。転用事由、現在アパート住まいで手狭なため、当該土地に専用住宅を建築したい。

以上です。

川野会長

議案第5号の説明が終わりました。初めに、地元委員の調査報告を中川委員より、番号2番についてのみをお願いいたします。

中川委員

それでは、議案第5号、番号2、調査報告を申し上げます。

まず、立地基準ですが、申請地はJR榎戸駅から西へ約1キロメートルに位置し、県道に面しており、進入路は確保されております。

農地性としては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地ですので、事務指針の29ページの(b)に該当するため、第2種農地として判断いたしました。

次に、一般基準ですが、本申請は専用住宅用地ということですが、申請面積は、330平方メートルであり、建築面積との関係においても面積妥当と思われます。

資金の確保につきましては、自己資金にて賄う計画となっております。

申請地には、小作人等、権利移転に対して支障となるものはありません。

次に、隣接に対する被害防除計画ですが、計画では山砂を搬入して30センチメートルかさ上げするという計画ですが、周囲にブロック3段で設置し、土砂の流失を防ぐ計画となっており、雨水についても敷地内にて浸透させることとなっております。

この計画を隣接所有者に確認したところ、確かに説明を受け、納得しているとのこと。

よって、隣接農地の営農状況に支障を来すことは何もないものと思われれます。

また、申請地は、土地改良受益地ではありません。

権利者は、現在アパート住まいであるため、申請地に専用住宅を建築したいとの理由もあり、必要性についても認められ、あわせて許可後速やかに事業を行うものと判断しました。

これらのことから立地基準、一般基準ともに、本案件は何ら問題ないものと思われれます。

以上で調査報告を終わります

川野会長

地元委員の調査報告が終わりましたので、続きまして、一般質疑をお願いいたします。

質問ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

川野会長

質疑なしということでございますので、質疑を打ち切り、お諮りいたします。
議案第5号2番については、許可相当で決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

川野会長

挙手全員でありますので、よって議案第5号2番については、許可相当で決定いたしました。
以上で、模擬議案すべて終了いたします。
では、ここで10分間の休憩をいたします。

休憩 午後4時15分

再開 午後4時25分

川野会長

会議を再開いたします。
それでは、事務局より連絡事項等がございますので、お願いをいたします。
藤崎事務局、お願いいたします。

藤崎事務局長

それでは、私の方から、まず、お手元に配付してございますA4判の平成23年度農業委員会年間予定表についてご説明いたします。

日程につきましては、来年3月までの日程で実施させていただく予定になっております。
また、この表の中の用語について説明させていただきます。

まず、ここに転確という言葉が入っていると思いますが、転確とは正式には転用事実確認現地調査といいまして、内容は皆様に審議していただきました転用許可済み地の農地が許可条件どおりに転用されているか、現地を確認すること。例えば畑を駐車場用地にするということで許可を受けている場合に、確認してくれということで書類が上がってきます。そのときに駐車場用地でちゃんと全部使われているかどうかを確認に行くのが転用事実確認現地調査といいまして、この確認によりまして、駐車場としてきちっと使われているということが確認できると、地目が初めて農地から多分駐車場ですと雑種地という地目へ変更することができると。

また、この転確では、事業の完了報告、それから法務局からの地目変更、裁判所からの競売等の案件の照会がありまして、この確認も実施いたしております。

また、現地調査を行う体制につきましては、部長以上の役員と委員2名の3人体制で実施しております。

次に、部会現調、部会面接というのがございますが、これは先ほど決定いたしました部会の班ごとに行っていただくものでございます。内容につきましては、申請案件のうち重要案件について事務局で選定し、申請地の状況、申請者から聞き取りを行ったりいたします。

次に、総会につきましては、毎月申請されました農地転用申請等を審議し、決定する最高機関とされております。

次に、農地相談につきましては、農家の方々が困っていること等の相談を受けておりまして、

毎月1回、第4木曜日に予約制で行っております。予約があった場合のみ実施しております。

以上が予定表の見方でございます。

続きまして、この年間予定表の1カ月分というのが、別に来月の予定表ということで配付されておるとおもいます。この説明をいたします。

この予定表は、来月末までの予定になっております。7月28日、木曜日。午前10時から転用事実確認現地調査、また、午後1時から4時まで農地相談がございますが、出席委員につきましては、川野会長及び議席番号1番の森委員、2番の立崎委員にお願いいたします。

なお、午後からの農地相談につきましては、現在のところ予約は入っておりません。

次に、8月8日、火曜日。午後1時30分から転用事実確認現地調査がございますが、出席委員につきましては、三須副会長及び議席番号3番の武藤委員、4番の宮部委員にお願いいたします。

次に、8月16日、火曜日。午後1時30分から部会の現地調査。8月17日、水曜日。午後1時30分から部会面接調査という予定になっておりますが、まだ、こちらについては決定されておりませんが、部会を開くということになった場合につきましては、8月10日が書類の締切日でございますので、8月11日に部会の有無の連絡を入れます。

また、もし部会がなかった場合は、8月16日の部会の現地調査の日に転用事実確認現地調査も同時に行っておりますので、こちらをあわせて行うということになります。これらにつきましては、8月11日に連絡を入れる予定でございます。

出席委員につきましては、農地部会第1班の委員及び申請地の地元の委員、農地部長、会長ということになります。案件が多い場合は、次の農政部会の第1班という2班体制で行う場合もありますが、その場合は農政部会の会長、副会長も出席していただくということになります。

次に、8月19日、金曜日。定例総会を行います。開催時間につきましては、毎月時間が違いますので、案件の量によりまして開催時間を変えておりますので、通知文で必ずご確認をいただきたいと思います。通常は午後から行っております。

次に、8月25日、木曜日。午前10時から転用事実確認現地調査、午後1時から4時まで農地相談を予定しております。出席委員につきましては、鈴木農地部長及び議席番号5番の赤地委員、6番の内藤委員にお願いいたします。

なお、出席委員のお名前を記載した年間予定表を作成いたしまして、次回の8月の総会時にお配りしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

私の方からは、以上でございます。

川野会長

梅澤副主幹、お願いします。

梅澤副主幹

それでは、本日の総会議案の13ページをごらんいただきたいと思います。

総会資料の13ページになります。

よろしいでしょうか。13ページの農業委員担当区域の表をごらんいただきたいと思います。

前期、20期までの委員につきましては、各選挙区の委員の方18名のみ担当区域を持っており、選任委員の方4名は担当区域を持っておりませんでした。前期の役員会で協議を重ねてきた結果、今期より選任委員の方にもお手元の表のとおり、担当地区を割り振りすることとなりましたので、ご了承のほどをお願いしたいと思います。

ですから、今まで表の農協推薦、共済推薦、土地改良推薦、議会推薦の4名の方につきましては、特に担当地区は持ってございませんでしたが、今回からは、若干担当地区の方をお持ちいただければということで、ご了承のほどをいただきたいと思います。

続きまして、特に資料にはございませんが、農業委員の報酬についてでございます。

農業委員の報酬につきましては、非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例によりまして、月額で会長は5万9千円、副会長及び部長は5万1千円、委員の方は4万9千円となっております。委員の皆様は任期につきましては、7月20日となっておりますので、7月分の報酬からお支払いとなりますが、7月分は12日分ということで、日割りの計算でお支払いすることになります。7月分はできるだけ、今月中に皆さんにお配りできるように予定しておりますが、事務処理の都合上、8月にずれ込む場合もありますので、ご了承のほどをお願いしたいと思います。

なお、8月分以降の報酬につきましては、毎月の総会時にお配りいたします。

また、今回の招集の通知に書いてあったと思うんですが、報酬の支払いのために印鑑が必要となります。印鑑は毎回、委員さんが終わるまで3年間お預かりするという形になっておりますので、本日、印鑑を持ってきました新しい委員さんにつきましては、総会終了後に事務局の方にお渡し願えればと思います。

なお、もし本日忘れた方がありましたら、後日、早いうちに印鑑の方をお願いしたいと思います。

続きまして、作業服の支給になります。あと、新任委員のみとなりますが、本日お配りした資料の中に作業服の注文票が入っていたと思います。新任の委員のみに作業服の注文票が入っていると思いますが、そちらに作業服、上着のサイズ及びズボンのサイズ。それと、今後事務局から連絡等のために電話等があると思いますので、自宅の電話番号と携帯電話をお持ちの方は携帯電話の番号を記入いたしまして、事務局の方まで提出をいただきたいと思います。

なお、作業服につきましては、現地確認及び部会の現調等の公務等に着用していただくこととなりますので、ご了承のほどをお願いします。

なお、支給いたします作業服については冬物となっております。

続きまして、全国農業新聞の購読ということで、これも新任の委員のみとなりますが、お手元の方に、こういうA4の横の文章が行っていると思います。農業委員の就任のお祝いと全国農業新聞のご活用のお祝いについてという資料になります。

全国農業会議所と千葉県農業会議は、農業委員会の上部組織であります。全国農業会議所が発行する農業専門紙ということで、農業新聞の購読について農業委員会としても、その普及を推進しておりますので、委員の皆さん全員のご購読をお願いいたします。月4回、毎週金曜日

の発行で、購読料につきましては月額600円です。新任の委員の皆様のご了承をお願いしたいと思います。

なお、購読料につきましては、8月の報酬から差し引かせていただきますが、新聞の方は9月からとなりますので、ご了承のほどをあわせてお願いしたいと思います。

続きまして、やはり新任農業委員の研修会についてでございます。これもお手元の方に通知文の方をお配りしてございます。平成23年度新任農業委員研修会通知ということで、7月29日、来週の金曜日でございますが、八千代市市民会館におきまして、新任農業委員の研修会が開催されます。当日は市役所の裏、総合保健センターの駐車場に午前8時半までにお集まりください。

それと、対象者につきましては、新任農業委員と前回途中から委員になられました加藤委員の13名が対象となっております。

また、ご都合により出席できない方は、来週の水曜日までに農業委員会事務局の方までご連絡をお願いしたいと思います。当日はお弁当が現地の方で出る予定になっております。

続きまして、農業委員会の活動記録簿でございます。これは、全員の方にお配りしてございます。農業委員会活動記録簿ということで、A3でちょっと折り返したものをお配りしてございます。農業委員の業務は、法令業務として農地法あるいは農業経営基盤強化促進法による許可業務、任意業務として農地の利用集積、農業経営等の調査・研究、農業者に対する情報提供など、農業発展のための地域の代表としての業務です。この業務に対しまして、国から年間約270万円ほどの交付金が出ております。

また、この270万円の交付金が委員の皆さんの報酬の一部として支出しているところであります。

さらに、この交付金でございますが、会計検査の対象となっております。以前より会計検査院の指摘事項等にもなっております。その対策といたしまして、毎月委員の活動を把握するというので、活動記録簿の方を出してもらっております。この活動記録簿に記入例がございますので、記入例を参考に毎月総会時に前月分の提出をお願いいたします。

私の方からは以上です。

川野会長

以上で、審議すべき案件はすべて終了いたしました。

本日は、ご苦労さまでございました。

藤崎事務局長

閉会を宣す。(午後4時45分)

議事録署名人

議 長

1 番

2 番